

(a) 施設・公物設置管理の基準 <厚生労働省>

第3次勧告						見直し対象	講ずべき措置		備考	条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応		
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		見直しの方針	条例制定の主体				可否	法改正時期又は対応案等	
					概要									該当条文(下線部)
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第1項	認定こども園の設備・運営基準	<p>(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)            第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p>	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	○(ただし、第4号に規定する基準は「従うべき基準」及び「標準」には該当しない。)	※	(1) ○ 1~2号 (2) ○ 4号	(1)平成22年通常国会 条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。なお、現在、厚生労働省において、保育制度の改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局とも調整しつつ、この改革の検討とあわせて、認定こども園制度の改革について検討。	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	認定こども園の設備・運営基準	<p>2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入室していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p>	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	○(ただし、第3号に規定する基準は「従うべき基準」及び「標準」には該当しない。)	※	(1) ○ 1号 (2) ○ 3号	(1)平成22年通常国会 条例委任した上で「従うべき基準」とする。なお、現在、厚生労働省において、保育制度の改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局とも調整しつつ、この改革の検討とあわせて、認定こども園制度の改革について検討。	
21	6	児童福祉法	第45条	第2項	児童福祉施設の設備・運営基準	<p>② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。</p>	廃止又は条例委任	3		(保育所の場合) ・「保育士」、 ・「嘱託医」の資格は「従うべき基準」に該当。 ・保育士の数は「標準」に該当	※	○ (ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等(調理室を含む。)」については、条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。ただし、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。 その他(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。		

第3次勧告										条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体					
21	12	老人福祉法	第17条	第2項	老人福祉施設の設備・運営基準	2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○	※	○ (ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」については、条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。 上記以外の基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。
21	14	介護保険法	第74条	第1項	指定居宅サービス事業者の従業者の資格	第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
			第74条	第2項	指定居宅サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3		○	※	○ (ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 上記以外の基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。
			第78条の4	第1項	指定地域密着型サービス事業者の従業者の資格	第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	2		○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
			第78条の4	第2項	指定地域密着型サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	2		○	※	○(ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の定員」については、小規模多機能型居宅介護等の概念自体に関わるものであり、「従うべき基準」とする。 上記以外の基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告どおりとする。

第3次勧告										条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応			
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否		法改正時期又は対応案等	
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体							
21	14	介護保険法	第88条	第1項	指定介護老人福祉施設の従業者の資格	第八十八条 指定介護老人福祉施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3			○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。	
			第88条	第2項	指定介護老人福祉施設の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3			○	※	○ (ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 その他(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。		
			第97条	第2項	介護老人保健施設の従業者の資格	2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3	メルクマールv:医師、看護師			○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
			第97条	第3項	介護老人保健施設の設備・運営基準	3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3				○	※	○ (ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 その他(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。
			第110条	第1項	指定介護療養型医療施設の従業者の資格	第一百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3				○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
			第110条	第2項	指定介護療養型医療施設の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3				○	※	○ (ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 その他(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。

第3次勧告										条例制定に関する国の基準	地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考			可否	法改正時期又は対応案等
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体					
21	14	介護保険法	第115条の4	第1項	指定介護予防サービス事業者の従業者の資格	第百十五條の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
				第2項	指定介護予防サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3		○	※	○(ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 上記以外の基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告どおりとする。
			第115条の13	第1項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の従業者の資格	第百十五條の十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	2		○	※	×	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
				第2項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	2		○	※	○(ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」「介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の定員」に限り×)	平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 「介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の定員」については、介護予防小規模多機能型居宅介護等の概念自体に関わるものであり、「従うべき基準」とする。 上記以外の基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告どおりとする。
21	22	障害者自立支援法	第80条	第2項	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備・運営基準	2 前項の障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者は、同項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○	※	○(ただし、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り×)	(1)事平成22年通常国会 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 その他(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告どおりとする。

注)「条例制定に関する国の基準」欄において「○」と記載されている条項については、保育所の例(児童福祉法第24条第1項及び第45条第2項の欄に記載)に沿って「従うべき基準」、「標準」が許容される範囲を判断すること。

(b) 協議、同意、許可・認可・承認 <厚生労働省>

第3次勧告								地方要望分	貴府省の対応			
分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考		可否	法改正時期又は対応案等		
13	4	林業労働力の確保の促進に関する法律	第4条	第3項	協議(大臣)	5※(2項3号、4号に係る部分について厚労大臣に対して行うもの) ×(その他)	5※:1②のうち、下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容	※	○	(厚生労働省) 平成22年通常国会		
20	13	水道法	第6条	第1項	認可(大臣)		5①		※	×	水道による飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、事業の認可に関する規定を、事前の報告・届出・通知に改正することは適当でなく、当該規定は存置することが適当。	
			第10条	第1項	認可(大臣)		5①		※	×	水道による飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、事業の変更認可に関する規定を、事前の報告・届出・通知に改正することは適当でなく、当該規定は存置することが適当。 なお、事業計画の軽微な変更には該当する場合は、水道法の規定により変更認可ではなく事前届出とされているが、今般の勧告の主旨を踏まえ、水道事業者の更なる負担軽減に向けた措置として、軽微な変更には該当する要件を大幅に拡大することについて、検討する。	
			第11条	第1項	許可(大臣)		5①			※	×	水道による飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、事業の休止の許可に関する規定を、事前の報告・届出・通知に改正することは適当でなく、当該規定は存置することが適当。
			第26条		認可(大臣)		5①			※	×	水道による飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、事業の認可に関する規定を、事前の報告・届出・通知に改正することは適当でなく、当該規定は存置することが適当。
			第30条	第1項	認可(大臣)		5①			※	×	水道による飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、事業の変更認可に関する規定を、事前の報告・届出・通知に改正することは適当でなく、当該規定は存置することが適当。 なお、事業計画の軽微な変更には該当する場合は、水道法の規定により変更認可ではなく事前届出とされているが、今般の勧告の主旨を踏まえ、水道用水供給事業者の更なる負担軽減に向けた措置として、軽微な変更には該当する要件を大幅に拡大することについて、検討する。
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第133条	第2項	協議(知事)		×	※	×	後期高齢者医療制度については、広域連合に対する都道府県の関与強化の必要性が指摘されているところであり、広域連合の財政運営に大きな影響を及ぼす事項について事前に都道府県に助言等の機会を付与させる本規定を廃止することについては、慎重に検討する必要がある。 また、後期高齢者医療制度については廃止することとしており、廃止後の制度のあり方については、今後、厚生労働大臣の下に検討会議を設置し議論を進めることとしていることから、当該規定の取扱いについても、こうした議論の中で検討していくことが適当。		

(c) 計画等の策定及びその手続 <厚生労働省>

第3次勧告								地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置		備考	可否
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容	c2	①(10号～12号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv:4号～8号 基準病床数の算定に当たり独自に加減算できるよう見直し	※	(1)平成22年通常国会  (2)都道府県が医療計画で、四疾病五事業(がん対策、救急、周産期、小児医療等)に係る目標(1号)、四疾病五事業に係る医療機関の役割分担・連携体制(2号)、同体制に関する住民への情報提供の推進方策(3号)を定めない場合は、がん対策、救急、周産期、小児医療等において、地域の病院・診療所の役割分担・連携が図られず、中核的な病院に患者が集中し、当該病院及びそこで働く勤務医の過重な負担が改善されないおそれがある。地域全体で効率的に良質な医療を提供する体制を確保し、国民の生命と生活を守るため、当該規定は存置することが必要。 なお、全国知事会の要望は、第三次勧告の内容とは異なり、全国一律の算定による基準病床数の設定について「都道府県が地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう、廃止すべき」というものであり、同要望については、「各都道府県の次期医療計画の策定期間にあわせ、平成23年度までに結論を得る」こととしている(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)。